

介護サービス事業所運営指導結果について

居宅介護支援
介護予防支援

【運営基準減算について】 居宅介護支援

1. サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、文書を交付して説明し、署名を得る必要がある規定を遵守していなかった。
2. 居宅サービス計画の変更に当たって、文書により利用者の同意を得ていなかった。
3. モニタリング結果を記録していなかった。

運営基準は最低限遵守しなければならない規定となっています。担当ケアマネジャーが体調不良等に対応できない場合は、他のケアマネジャーが対応する等、管理者を中心として、事業所全体で遵守する必要があります。

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3[居宅介護支援]の6

(1)

- ① 前6月間において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置づけられた居宅サービスの数が占める割合
- ② 前6月において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等を提供する同一法人の占める割合
- ③ 「利用者は複数の事業者を紹介すること」
「事業所の選定理由の説明」
を求めることができることをあらかじめ文書を交付して説明する。

→サービス提供の開始に際し、あらかじめ①から③について文書を交付して説明を行っていない場合

※6月ごとの説明は不要

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(2)居宅サービス計画の新規作成及びその変更

- ① アセスメント時に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ② サービス担当者会議を開催していない場合
- ③ 居宅サービス計画について、利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を得た上で、利用者及び担当者に居宅サービス計画を交付していない場合

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(3)サービス担当者会議を行っていない場合

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(4)モニタリングについて

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
- ② モニタリングの結果を記録していない場合

★運営基準減算について（要確認）

運営基準減算は1月日は50%減算、2月日以降は100%減算となる。
運営基準減算がある月は、特定事業所加算（事業所全体）及び初回加算（該当者のみ）が算定できません。

特に特定事業加算を算定している事業所の管理者は要確認！

また、当該規定は最低限遵守しなければならない事項であることから、運営指導での指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものです。

【課題分析の実施】 居宅介護支援

心身の状況等の情報収集・整理のみにとどまっているほか、未記載部分が多い。

各アセスメント方式で散見される事例

●全社協（居宅サービス計画ガイドライン）方式

ケアアセスメント及び総括アセスメント部分が未記載

●インターライ（MDS－HC）方式

「CAP検討用紙」が活用されていない

●独自・その他の方式

情報収集のみにとどまっており、課題検討部分がない

課題整理総括表は、ニーズの把握過程の可視化を目的として作成するものであり、作成は必須ではありません（独自・その他のアセスメント方式でまとめ・補足として活用可）。

【支援経過の項目について】 居宅介護支援・介護予防支援
実施場所、被面接者等が確認できない。

支援経過の項目には、アセスメント、ケアプラン交付、モニタリング等と記載し、どこで実施したか（自宅・病院等）、誰と面接したか（利用者・家族等）、誰に交付したか（利用者・家族・サービス提供事業所・医師等）が把握できるように記載してください。

【居宅サービス計画原案の作成】

居宅サービス計画（第1表から第3表、第6表及び第7表）に位置付けられていないサービスが提供されている。

居宅サービス計画と個別サービス計画の連動制や整合性を図る必要があり、実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行ってください。

サービス内容を追加する場合や突発的なサービス利用等について、市に寄せられた「よくある質問の回答」を参考にしてください。

よくある質問（訪問介護）

Q.通所サービスにより入浴のサービスを受けていた。体調不良等で通所サービスを休み、次の日に利用者から入浴の希望あり。訪問介護（居宅サービス計画には希望を受けた時間帯には位置付けなし）によりサービスを提供してよいか。

A.以下のとおりの方法が考えられます。

①居宅サービス計画及び訪問介護計画を変更（一連の業務を要する）する。

（例外）（新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いQ&A（第8報）問1参照）
新型コロナウイルス感染症に関連して、急に通所サービス事業所が休止した場合等は、利用者に口頭で説明し同意を得た上でサービスを提供する。事前・事後にかかわらず、計画を変更（文書による同意）する必要があります。サービス担当者会議の開催は、不要としても差し支えない。

②緊急時訪問介護加算を算定し、対応する。→次ページに根拠法令を示す。

その他、通所サービスの振替利用（軽微な変更の一例）が考えられます。

緊急時訪問介護加算（老企第36号第2の2(18)）

①「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない（サービスを提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるものをいう。）訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものである。

②当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。

③緊急時訪問介護加算は、サービス提供責任者が、事前に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算されるものであるが、やむを得ない事由により、～中略～事後に介護支援専門員によって、当該訪問が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。

④～⑥略

介護保険最新情報.vol69 平成21年4月改定関係（vol.1）／31

Q.緊急時訪問介護加算の算定時において、訪問介護計画及び居宅サービス計画の修正は必要か。

A.①指定訪問介護事業所における事務処理

- ・訪問介護計画は必要な修正を行うこと。
- ・居宅サービス基準第19条（サービスの提供の記録）に基づき、必要な記録を行うこと。

②指定居宅介護支援における事務処理

居宅サービス計画の変更を行うこと（全ての様式を変更する必要はない。サービス利用票の変更等、最小限の修正で差し支えない。）

介護保険最新情報.vol69 平成21年4月改定関係 (vol.1) / 32

Q.ヘルパーの訪問時に利用者の状態が急変した際の際の要請に対する緊急対応等について、緊急時訪問介護加算の対象となるか。

A.この場合、緊急時訪問介護加算の対象とはならない。

緊急時訪問看護加算（老企第36号第2の4(16)）

①～②略

③当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数（准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90）を算定する。この場合、居宅サービス計画の変更を要する。

④～⑤略

12.4.28事務連絡 介護保険最新情報.vol71介護報酬に係るQ&A vol.2 / I (1) ③11

Q.緊急時訪問看護加算を組み込んでいない場合であって、計画外の訪問看護を行った場合に、居宅サービス計画の変更で介護保険から給付されるか。

A.貴見のとおり

よくある指導（訪問介護・訪問看護）

早朝・夜間、深夜加算（老企第36号第2の2(11)）

居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定できるが、居宅サービス計画、訪問介護計画いずれにも位置付けがない。

よくあるケース（例）

午前8時に通院介助を行っていたが、病院の都合で午前7時半にサービス提供時間が変更となった。

どうすれば良いか？→以下の方法が考えられます。

- ① 第3表の週単位以外のサービスに開始時刻を記載する。
- ② 第6表の時間帯を変更した上で同意を得る。
- ③ 訪問介護計画（訪問看護計画）を変更した上で同意を得る。

よくある質問（通所系サービス）

Q.通所系サービス事業所が長期休暇（お盆、年末年始、GW等）となり、振替利用ができず、長期間入浴できない。訪問介護事業所に依頼してサービス提供したいが居宅サービス計画上どう記載すればよいか。

A.以下のいずれかの方法が考えられます。

- ①第3表の週単位以外のサービスに位置付ける。
→サービス提供事業所の休業日は運営規程で確認できます。
- ②第6表に位置付ける。
→軽微な変更該当するか照会が必要。①と同様、休業日の把握が必要。
- ③居宅サービス計画（第1表から第3表、第6表、第7表）を変更する。
→訪問介護を位置付けていない場合に想定されます。

よくある質問（ショートステイ）

Q.家族の仕事の都合などで、不定期（月数回）にショートステイを利用しているが、居宅サービス計画にどのように記載すればよいか。

A.以下のいずれかの方法が考えられます。

①第2表の頻度に、月〇〇回と記載する。

→ある程度回数に限られている場合が想定されます。

②第3表の週単位以外のサービスに位置付ける。

③小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能居宅介護事業所を紹介する。

①、②の方法の場合、当初の給付管理を上回っている場合は、第6表の同意が必要となります。

よくある質問（ショートステイ）

Q.家族の入院等で急にショートステイを利用することになった。居宅サービス計画にショートステイを記載していない。緊急利用はできるか。

A.利用することができると思います。

老企第40号第2の2（短期入所生活介護）(18)

初日から起算して7日（やむを得ない場合は、14日）を限度として、加算する。

①緊急短期入所受入加算緊急利用者を受け入れた時に加算する。

②「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。

よくある質問（ショートステイ）

老企第40号第2の2（短期入所生活介護）(18)

③あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること。ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。

④緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画（※）を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。

※Q&Aには、居宅サービス計画について言及はありません。少なくとも、第6表の変更は必要と考えます。また、支援経過には、緊急利用になった経緯を記載する必要があると考えます。

なお、家庭環境に変化が生じているため、適切なアセスメントにより、代替手段の確保等について、十分に検討する必要があります。検討により、居宅サービス計画の変更（一連の業務）が必要となる場合も想定されます。

指摘頻度：高

【居宅サービス計画原案の作成】 居宅介護支援生活援助中心型サービスを位置付けているが、算定理由に記載がない。

第1表

居宅サービス計画書（1）

作成年月日

年 月 日

初回・紹介・継続

認定済・申請中

利用者名 _____ 殿 生年月日 年 月 日 住所 _____
居宅サービス計画作成者氏名 _____
居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 _____
居宅サービス計画作成（変更）日 _____ 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 _____ 年 月 日
認定日 _____ 年 月 日 認定の有効期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

要介護状態区分 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5

利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果

介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定

総合的な援助の方針

「身体1生活1」のように、身体介護に引続き生活援助を提供する場合においても、「生活援助中心型の算定理由」を記載する必要があります。

生活援助中心型の算定理由 1.一人暮らし 2.家族等が障害、疾病等 3.その他（ _____ ）

「目標」について

「長期目標」は、個々の解決すべき課題に対応して設定するものですが、短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて解決される場合には、複数の「長期目標」が設定することができます。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものです。

いずれの場合も抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載し、実際に解決が可能と見込まれるものにする必要があります。

「目標」の期間について

目標の期間は、原則として開始時期と終了時期を記入することとし、終了時期が特定できない場合等にあつては、開始時期のみを記載することもできます。

期間の設定においては、「認定の有効期間」を考慮することと規定されています。

期間は、終了時期に目標の達成が図られているかという評価をすするとともに、長期間にわたって漠然とした支援を行うことを防止するためのものとなっています。

「頻度」について

「サービス内容」に掲げたサービスを、どの程度の「頻度」
(一定期間内での回数、実施曜日等)」で実施するかを明らかに
する必要があります。

「サービス種別」、「頻度」及び「期間」は給付管理に直結しており、「頻度」を明らかにすることによって、居宅サービス計画の内容を、利用者及びその家族、各種サービス担当者間で定期的に合意・確認することに役立つのみならず、支給限度額内外において如何に効果的にサービスを組み合わせるかを考える要点が明らかになります。

居宅介護支援・介護予防支援共通

1. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売を位置付ける場合は、必要な理由がケアプランに記載されていない。
2. 医療系サービス（※）を位置付けているが、主治の医師へケアプランを交付していない。

※医療系サービス

訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（老企第22号）
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（老振第0331003号、老老第0331016号）

標準様式通知（介護報酬の解釈③Q A・法令編）

- 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（老企第29号）
- 介護予防支援業務に係る関連様式について（老振第0331009号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第20号）
- 指定居宅介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第129号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老老発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号：別紙1）